

議案第十六号

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十六年二月二十日

提出者

杉並区長

山

田

宏

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

杉並区事務手数料条例（平成十二年杉並区条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二十三の項から五十六の項までの規定中「第五条」を「第三十五条」に改め、同表の百二十八の項中「二千八百円」を「三千二百二十円」に、「二百七十円」を「四百円」に、「千五百円」を「二千二百五十円」に、「三百四十円」を「四百五十円」に、「二百三十円」を「三百十円」に、「百五十円」を「二百十円」に、「三千三百円」を「四千九百五十円」に、「四百四十円」を「六百十円」に、「千三百円」を「千九百五十円」に、「千九百円」を「二千八百五十円」に、「八百八十円」を「九百九十円」に、「九千四百円」を「一万六千三百十円」に、「三千八百円」を「五千十円」に、「一万三千二百円」を「一万九千八百円」に改める。

別表第二の二十の項を次のように改める。

| | | | |
|-----------------|-------|-----|--------|
| 二十 住民基本台帳カードの交付 | 一件につき | 五百円 | 交付のとき。 |
|-----------------|-------|-----|--------|

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、別表第一の二十三の項から五十六の項までの改正規定は公布の日から、別表第二の二十の項の改正規定は規則で定める日から施行する。

(提案理由)

屋外広告物の許可申請手数料を改定するとともに、住民基本台帳カードの交付手数料を定める等の必要がある。